2026 年 9 月 25 日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，このたび，改正法附則第18条第４項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2026年11月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので，電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，Ⅲ（契約種別および料金）および附則３（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

（１）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
需要家料金				
１契約につき	93.50		8.50	
電灯料金				
10ワットまでの１灯につき	139.31	(7.83)	12.68	(0.71)
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	261.04	(15.65)	23.77	(1.42)
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	504.49	(31.31)	45.94	(2.85)
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	747.93	(46.95)	68.10	(4.27)
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,234.84	(78.27)	112.43	(7.12)
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	617.43	(39.13)	56.23	(3.56)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの１機器につき	448.92	(23.37)	40.87	(2.12)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	825.24	(46.75)	75.13	(4.25)
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	412.62	(23.37)	37.57	(2.12)
従量電灯Ａ				
最低料金				
１契約につき最初の９キロワット時まで	505.72	(77.77)	46.06	(7.07)
電力量料金				
上記をこえる１キロワット時につき	35.77	(0.08)	3.26	(0.01)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
従量電灯Ｂ				
基本料金				
契約電流10アンペア	572.10	(154.10)	52.01	(14.01)
契約電流15アンペア	858.15	(231.15)	78.01	(21.01)
契約電流20アンペア	1,144.20	(308.20)	104.02	(28.02)
契約電流30アンペア	1,716.30	(462.30)	156.03	(42.03)
契約電流40アンペア	2,288.40	(616.40)	208.04	(56.04)
契約電流50アンペア	2,860.50	(770.50)	260.05	(70.05)
契約電流60アンペア	3,432.60	(924.60)	312.06	(84.05)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	35.77	(0.08)	3.26	(0.01)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時につき	42.06	(0.08)	3.83	(0.01)
280キロワット時をこえる１キロワット時につき	45.78	(0.08)	4.17	(0.01)
最低月額料金	505.72	(77.77)	46.06	(7.07)
１契約につき				
従量電灯Ｃ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	572.10	(154.10)	52.01	(14.01)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	35.77	(0.08)	3.26	(0.01)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時につき	42.06	(0.08)	3.83	(0.01)
280キロワット時をこえる１キロワット時につき	45.78	(0.08)	4.17	(0.01)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時電灯Ａ				
１日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	14.24	(0.73)	1.29	(0.07)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	28.51	(1.47)	2.59	(0.13)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	28.51	(1.47)	2.59	(0.13)
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	285.15	(14.74)	25.93	(1.34)
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	285.15	(14.74)	25.93	(1.34)
臨時電灯Ｂ				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	626.11	(168.62)	56.92	(15.33)
電力量料金				
１キロワット時につき	50.31	(0.08)	4.58	(0.01)
臨時電灯Ｃ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	626.11	(168.62)	56.92	(15.33)
電力量料金				
１キロワット時につき	50.31	(0.08)	4.58	(0.01)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
公衆街路灯Ａ				
需要家料金				
１契約につき	82.50		7.50	
電灯料金				
10ワットまでの１灯につき	133.81	(7.83)	12.18	(0.71)
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	250.04	(15.65)	22.77	(1.42)
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	482.49	(31.31)	43.94	(2.85)
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	714.93	(46.95)	65.10	(4.27)
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179.84	(78.27)	107.43	(7.12)
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	589.93	(39.13)	53.73	(3.56)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの１機器につき	425.82	(23.37)	38.77	(2.12)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	785.64	(46.75)	71.53	(4.25)
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	392.82	(23.37)	35.77	(2.12)
公衆街路灯Ｂ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	588.71	(190.40)	53.52	(17.31)
電力量料金				
１キロワット時につき	34.40	(0.08)	3.14	(0.01)
最低月額料金				
１契約につき	455.15	(69.99)	41.46	(6.36)
低圧電力				
基本料金				
契約電力１キロワットにつき	1,681.02	(267.96)	152.82	(24.36)
電力量料金				
１キロワット時につき	29.03	(0.08)	2.65	(0.01)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力１キロワット１日につき	343.61	(24.62)	31.24	(2.24)
従量制供給の場合				
電力量料金				
１キロワット時につき	34.74	(0.08)	3.17	(0.01)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
農事用電力				
基本料金				
契約電力１キロワットにつき	1,120.02	(267.96)	101.82	(24.36)
電力量料金				
１キロワット時につき	26.38	(0.08)	2.41	(0.01)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

（２）附則３（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料　金　率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	4,314.11	(177.30)	392.41	(16.12)
１キロワット	7,464.12	(354.30)	679.32	(32.21)
２キロワット	14,202.87	(708.60)	1,292.97	(64.42)
３キロワット	20,940.99	(1,062.90)	1,905.99	(96.63)
３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに	4,729.52	(354.30)	430.72	(32.21)
30日をこえる１日につき				
契約電力				
0.5キロワット	71.50	(5.91)	6.51	(0.54)
１キロワット	142.98	(11.81)	13.02	(1.07)
２キロワット	285.99	(23.62)	26.06	(2.15)
３キロワット	428.97	(35.43)	39.07	(3.22)
３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに	142.98	(11.81)	13.02	(1.07)

（注）（　）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載